

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 1. 通達事項（別紙）
 2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
 3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
 4. 東京大学とウォリック大学との全学学術交流協定の更新について（教B3号）
 5. 東京大学とオーストラリア国立大学との全学学術交流覚書の更新について（教B4号）
- 報告
 1. 寄附金・寄附物品の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B3号）
 3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B4号）（総B5号）
 4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
 5. 「芸術創造連携研究機構」連携研究機構変更申請書について（研B3号）
 6. 駒場ファカルティ・ハウス利用料金の値上げなどの変更について（研B5号）
 7. 各委員会報告
 8. その他
 - ・「退職教職員送別パーティー」のお知らせについて
 - ・教養教育高度化機構シンポジウムの開催について
- 議題
 1. 教員人事（別紙）
 2. 教授選考内規の一部改正について（総B2号）
 3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則の改正について（経B1号）
 4. 教養学部規則の改正について（教B1号）
 5. 教養学部後期課程における再入学に関する内規(案)について（教B2号）
- 教員人事の内容

退職転出等		1件
講師	提 案	2件
准教授	提 案	2件
教授	提 案	2件

計7件

（参考）2026年2月5日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

- 議題
 1. 教員人事
- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会
教 育 研 究 経 費 委 員 会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

学 生 委 員 会

三 鷹 国 際 学 生 宿 舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

総務委員会議事要旨（案）

日 時：2026年2月5日（木） 13:18～13:56

場 所：Zoom会議

出席者：51名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	2 件
准 教 授	提 案	1 2 件
教 授	提 案	2 3 件

計 3 7 件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項9件

2026. 2. 19

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	グローバル教育センター 運営委員会・教務委員会	たけだ まさあき 武田 将明 教 授	わかすぎ けいすけ 若杉 桂輔 教 授	自 2025. 4. 1 至 2027. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2027. 3. 31
2	総合研究博物館放射性炭素年代測定室 運 営 委 員 会	こみや つよし 小宮 剛 教 授	こみや つよし 小宮 剛 教 授	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31
3	総合研究博物館タンデム委員会	さいとう はるお 齋藤 晴雄 教 授	さいとう はるお 齋藤 晴雄 教 授	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31
4	総 長 補 佐	あらい むねひと 新井 宗仁 教 授	えんどう ともこ 遠藤 智子 教 授 (26. 4. 1昇任予定)	自 2026. 4. 1 至 2027. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2027. 3. 31
5	多様性包摂共創センター 運 営 委 員 会	しみず あきこ 清水 晶子 教 授	しみず あきこ 清水 晶子 教 授	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31
6	理学系研究科教育会議委員	あべ みつとも 阿部 光知 教 授	あべ みつとも 阿部 光知 教 授	自 2026. 4. 1 至 2027. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2027. 3. 31
7	理学系研究科附属 生物普遍性研究機構運営委員会	さかい さとし 澤井 哲 教 授	さかい さとし 澤井 哲 教 授	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31
8	生物普遍性連携研究機構 運 営 委 員 会	さかい さとし 澤井 哲 教 授	さかい さとし 澤井 哲 教 授	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2028. 3. 31
9	未来戦略 LCA 連携研究機構 運 営 委 員 会	せがわ ひろし 瀬川 浩司 教 授	かまくら なつき 鎌倉 夏来 准 教 授	自 2026. 4. 1 至 2029. 3. 31	自 2026. 4. 1 至 2029. 3. 31

受託研究の受入について

2025年度

2026年2月19日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
2	教授	市橋 伯一	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	自己再生産し進化する人工ゲノム複製・転写・翻訳システムの開発	273,000	変更契約 変更後総額: 33,033,000円
6	教授	佐藤 守俊	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	生体に対する光学的介入のためのオプト微生物の開発	8,450,000	変更契約 変更後総額: 27,690,000円
55	准教授	吉本 敬太郎	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	難治性疾患実用化研究事業	アンチトロンビン欠乏症に対する二重特異性DNAアプタマー薬の開発	86,200,000	変更契約 変更後総額: 177,200,000円 再委託 奈良県立医科大学: 40,300,000円 リンクバイオ: 121,300,000円

共同研究の受入について

2025年度

2026年2月19日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
20	教授	佐藤 守俊	生命環境	帝人ファーマ株式会社	光スイッチタンパク質の応用に関する研究	2021.4.1~2026.3.31	1,000,000	変更契約 2021年度:2,000,000円 2022~2024年度:1,980,000円/年 2025年(4~9月):1,980,000円 2025年(10~3月):1,980,000円 変更前総額:11,900,000円 変更後総額:12,900,000円
24	教授	新井 宗仁	生命環境	天野エンザイム株式会社	酵素の比活性向上設計法の技術検証	2024.4.24~2027.3.31	1,300,000	変更契約 2024年度:1,300,000円 2025年度:1,300,000円 2026年度:0円 2027年度:1,300,000円 変更前総額:2,600,000円 変更後総額:3,900,000円
53	教授	池上 高志	広域システム	株式会社オルタナティブ・マシン	人工生命(ALIFE)の概念と方法論を社会応用する研究開発	2025.4.1~2026.3.31	2,500,000	変更契約 変更前総額:1,000,000円 変更後総額:3,500,000円
60	准教授	野本 貴大	生命環境	Hikari Medical Technologies	Development of devices to control drug delivery systems	2026.1.1~2027.12.31	1,070,000	

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2025/6/30

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ウォリック大学	
	英語	The University of Warwick	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	英国	
設立年	1965	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://warwick.ac.uk/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:3(Faculty of Arts, Faculty of Science, Engineering and Medicine, Faculty of Social Sciences) 学生数:約28,500人(うち国際学生10,607人)、教員数:約7,000人		
相手国内における大学(機関)としての評価	比較的新しい大学であるが、設立以来教育・研究に力を注ぎ、現在ではイギリス国内でもトップレベルの研究主導型大学となり、ラッセルグループにも加盟している。		
その他 (特色等があれば記入)	産学連携など数々の先進的な施策にも積極的に取り組んで卓越した成果をあげている。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND THE UNIVERSITY OF WARWICK		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	人文社会系研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
双方が関心を持つ分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年):	人(学期) [学部生/大学院生]

3.更新理由	
東京大学とウォリック大学は、1996年に締結された学術交流に関する協定に基づき、総合文化研究科を窓口に相互の研究交流を行ってきた。本協定を更新し学術交流を継続することは、相互の研究交流に一層貢献できると期待される。	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
総合文化研究科の大石和欣教授はウォリック大学歴史学のMaxine Berg教授らと研究交流を行った。 学生交流においては、教養学部のAIKOMプログラムを移行した全学学生交換留学プログラム(USTEP)を実施している。 人文社会系研究科ではコロナ禍の影響もあり交流は行われなかった。	
5.更新後の交流計画	
2019～2021年度はコロナ禍ということもあり、研究交流、学生の交流は低調であったが、今後、歴史あるいは英文関係の交流を計画している。	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
総合文化研究科:2026年2月(予定) 人文社会系研究科:2026年2月(予定)	
7.実施責任体制	
責 任 者 寺田寅彦(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: アルヴィ宮本なほ子(総合文化研究科・教授) 大石和欣(総合文化研究科・教授) 橋場 弦(人文社会系研究科・教授) 阿部公彦(人文社会系研究科・教授)	
8.相手側の対応組織	
責 任 者 Ms Emily Lim, Associate Director (Asia, Americas & Middle East), International Strategy and Relations (担当部局長): 幹事教職員: Ms Hui Wang, International Partnerships Officer, International Strategy and Relations	
9.資金計画	
従来通りを予定(科学研究費補助金、ブリティッシュ・カウンシル助成プログラム、国際交流基金等)	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2017年3月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 年)
<input type="checkbox"/> 無	
11.その他特記事項	
本協定の更新については2023年4月に総合文化研究科と人文社会系研究科で部局承認を得たが、その後ウォリック大学側で担当者の変更と文書の再精査があり、本学で承認した協定文案から内容が変更されることとなったため、本学側でも改めて精査と部局承認の手続きを取ることとなった。	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE UNIVERSITY OF WARWICK

The University of Tokyo (Japan) and the University of Warwick (United Kingdom) (each hereinafter referred to as a “Party” or together the “Parties”), in the firm conviction that academic exchange between the Parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement on Academic Exchange (“Agreement”).

Article 1. The Parties agree that the Agreement is a framework for the Parties to discuss activities for potential collaboration as described in Article 2. Nothing in this Agreement shall create any legal obligation on either Party to implement the activities described in Article 2.

Article 2. The Parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 3. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the Parties and will be governed through separate written agreements. Unless mutually agreed in writing, neither Party shall be liable for failure to implement any activities or exchanges discussed pursuant to this Agreement.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the Parties concerned.

Article 4. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the Parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each Party.

Article 5. Publicity and Logos. Each Party owns their own individual logo respectively and each Party agrees not to use the other’s logo without their express written permission and in accordance with their branding guidelines.

Any advertising or reference to this Agreement and the relationship between the Parties in the press or other media shall be agreed between the Parties prior to publishing and no Party shall use such material without prior approval of the other.

Article 6. This Agreement is valid for five (5) years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the Parties. Either Party may terminate the Agreement during its term by giving six (6) months advance written notice to the other Party. In the event of expiration or termination of this Agreement, the terms of this Agreement shall remain effective for all projects and activities which have already launched under separate agreements. Such separate agreements will be terminated in accordance with the terms of such agreements.

Article 7. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The Parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

The University of Warwick

Professor FUJII Teruo
President

Professor Stuart Croft
Vice-Chancellor

Date: _____

Date: _____

国際交流協定覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2025/10/27

担当部局: 大気海洋研究所

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	オーストラリア国立大学	
	英語	The Australian National University (ANU)	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	オセアニア	オーストラリア	
設立年	1946	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.anu.edu.au/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	7学部 学部生約10,200名、大学院生約7,100名、学生総数約17,300名以上(内留学生は約6,900名)に加え、約1,700名の大学職員を擁する総合大学です。(2025年情報) https://www.anu.edu.au/about/facts-about-anu		
相手国内における大学(機関)としての評価	オーストラリア国内では最良の大学の一つであり、世界的にも一流校として認知されている。様々な分野の研究所及び研究者を有する。理系のみならず社会科学系の学部や研究所も多く、同国首都にある地の利を活かして様々な政策提言を行っている。また、アジア・太平洋地域を対象とする研究も活発に行われている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND THE AUSTRALIAN NATIONAL UNIVERSITY		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	地震研究所、総合文化研究科、大学院公共政策学教育部		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:			
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
すべての分野。主たる分野は理学、生物学、情報学など。			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年):	人(学期)[学部生/大学院生]

3.更新理由		
IARU (International Alliance of Research Universities)のメンバーである両大学が、幅広い領域の研究分野における学生交流等を通じて、今後も相互の研究活動と国際交流の活性化を行うことが重要であるため。		
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)		
<p>オーストラリア国立大学は、地球科学研究所を有し、その世界的な活動レベルは特筆に値する。地球物理、地球化学をはじめとして、幅広い分野で世界をリードする研究を行ってきた。担当部局である大気海洋研究所および各関係部局の実績については以下のとおり。</p> <p>これまでに統合国際深海掘削計画(IODP)などの国際プログラムにのみならず、白鳳丸を北西オーストラリア沖に展開し、サンプリングを行った研究、化学的なマーカーを使った人新世の定義についての研究、氷床の安定性に関する新しい知見に関する研究、温暖化で危惧されている海水準上昇とグレートバリアリーフの環境適応能力に関する知見についての研究、オーストラリア国立大学の研究者と大気海洋研究所研究者も参加して実施した日本海溝を掘削しての地震学に関する国際共同研究等、幅広く共同研究を行ってきた。東京大学とオーストラリア国立大学の共同研究の成果は、多くの論文としてまとめられ、Nature, Science, Nature Geoscience, Nature Communications, PNAS (Proceedings of National Academy of Science, USA) などの高インパクト雑誌にも複数の論文が掲載された。学部学生の実習も日本およびオーストラリア南東部に於て両大学の学生が参加して実施しており、高い教育効果をあげてきている。当地に滞在時には、バーリーグリフィンによって設計された計画都市であるキャンベラの都市工学的な側面についての研修、アボリジニとの共生についてのレクチャー、国立公園訪問におけるオーストラリア独自の動植物についての研修、オーストラリア国立大学での地球科学や国際関係に関するレクチャーなど多くの分野についての幅広い研修を行なっている。双方の学部学生や大学院学生が1ヶ月から8ヶ月といった長期の滞在を行い、共同研究を行なっている。2020年からは同研究所の横山祐典教授がResearch School of PhysicsのHonorary Professorとなり、これまでに学生指導や共同研究を進めている。</p> <p>総合文化研究科では、ANUとの交流は実施されなかった。</p> <p>地震研究所では、ANUからの招聘研究員を2023年～2024年に3名受け入れ、西田教授と、海洋波浪起源の地震波を用いた地球内部構造推定に関連した共同研究を行っている。共同研究を通じた学生の指導や、学術大会でのセッション提案など、色々な活動を展開している。またJSTさくらサイエンスプログラムによるインターンシップでは、2024年に1名を受け入れた(受入教員:青木准教授)。招聘研究員のPing ZHANG氏とは、今後研究や教育に関して協力を推進するため、研究協定の締結を視野に入れ連携を図っていくことで合意している。</p> <p>公共政策大学院では、オーストラリア国立大学のクロフォード公共政策大学院とダブル・ディグリー一部局覚書を結んでおり、2016年以降双方で概ねバランスの良い学生交流を継続して行っている。また、2023、2024年度はクロフォード公共政策大学院の教員を招いた共同授業も実施している。</p>		
5. 更新後の交流計画		
<p>これまでの研究および学生交流を引き続き実施する。一例として全学の学生を対象にした相互交流講義、地球科学研究所や物理学研究所との共同研究などを促進することを予定している。</p> <p>学部学生の交換留学制度も順調に進んでおり、今後も受け入れおよび派遣を継続的に進めて行く。</p>		
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)		
大気海洋研究所	教授会	2026年1月21日
地震研究所	教授会	2026年2月19日
総合文化研究科	総務委員会	2026年2月19日
公共政策大学院	教育会議・教授会	2026年2月18日
7.実施責任体制		
<p>責 任 者 兵藤 晋 (大気海洋研究所長) (担当部局長):</p> <p>幹事教職員: 横山 祐典 (大気海洋研究所教授), 齊藤 宏明(大気海洋研究所教授) 木下正高(地震研究所教授・国際地震・火山研究推進室長), 西田究(地震研究所教授) 井上 彰(総合文化研究科教授), 中野 耕太郎(総合文化研究科教授)</p>		
8.相手側の対応組織		
<p>責 任 者 Interim Vice-Chancellor and President Rebekah Brown (担当部局長):</p> <p>幹事教職員: Professor. David Heslop (Research School of Earth Sciences) Professor Stephen Eggins (Interim Dean of the ANU College of Engineering, Computing and Cybernetics)</p>		

9.資金計画	
運営費交付金および競争的資金	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2013年7月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2018年) 協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2015年3月 担当部局: 国際戦略企画室 (最終更新年: 2020年) 協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2017年2月 担当部局: 公共政策大学院 (最終更新年: 2024年) 協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2024年 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 年)
<input type="checkbox"/> 無	
11.その他特記事項	
本件担当部局事務	
部局名:	大気海洋研究所
部署名:	国際・研究推進チーム
担当者名:	高橋有紀
Email:	iarp@aori.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE AUSTRALIAN NATIONAL UNIVERSITY

The University of Tokyo (Japan) and the Australian National University (Australia) (hereinafter referred to collectively as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, and wishing to further strengthen their collaboration initiated through the Agreement on Academic Exchange signed on March 27, 2009, and last extended on March 27, 2019, hereby conclude the following Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties and separate agreements will be concluded between the parties covering the detailed conditions of such projects. The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The parties further agree that this Agreement shall be deemed to have remained continuously in effect from the expiration date of the last extension of the Agreement until the date of final signature. The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party. In the event of expiration or termination of this Agreement, the terms of this Agreement shall remain effective for all projects and activities which have already launched under separate agreements.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

The Australian National University

FUJII Teruo
President

Rebekah Brown
Interim Vice-Chancellor and President

Date

Date

寄附金・寄附物品の受入について

2025年度

2026年2月19日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	88	助教	山本 唯央	生命環境	公益財団法人上原記念生命科学財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
	94	教授	本吉 勇	生命環境	公益財団法人放送文化基金	研究等助成のため	2,100,000	研究支援経費免除
	合 計						4,100,000	
2025年度累計						188,781,684		

	No.	受入担当者			依頼者	依頼目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附物品	1	上席係長	関根 克利	経理課用度チーム	東京大学消費生活協同組合 理事長 玄田 有史	食堂の昼食時間帯混雑緩和(利用者の回転数増)のため	2,255,000	寄付品目:立食用ハイテーブル 12台 寄 付 先: 駒場コミュニケーション・プラザ 南館1階 駒場食堂カフェテリア若葉
	合 計						2,255,000	
2025年度累計						2,255,000		

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）（総B3号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B4号）（総B5号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 「芸術創造連携研究機構」連携研究機構変更申請書について（研B3号）
6. 駒場ファカルティ・ハウス利用料金の値上げなどの変更について（研B5号）
7. 各委員会報告
8. その他
 - ・「退職教職員送別パーティー」のお知らせについて
 - ・教養教育高度化機構シンポジウムの開催について

○ 議題

1. 教授選考内規の一部改正について（総B2号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則の改正について（経B1号）
3. 教養学部規則の改正について（教B1号）
4. 教養学部後期課程における再入学に関する内規(案)について（教B2号）

教授会

○ 教員人事

退職転出等				1件
講師	報	告		2件
准教授	報	告		14件
教授	提	案		1件
	報	告		24件

計42件

委員会関係

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入 試 委 員 会

学 生 委 員 会

三鷹国際学生宿舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2026年1月15日(木) 15:15~17:07
場所 Zoom会議
出席者 239名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、1月15日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、1月6日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

・豊田太郎広報委員会委員長から、駒場「2025」原稿執筆依頼について説明があった。

5. 令和7年度有形固定資産の実査について

道上達男副研究科長から報告があった。

6. その他

- ・研究科長から、渋谷区スクールバス停車場所としてのキャンパスの一部貸出について説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

○ 審議事項

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B4号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

4. 21 KOMCEE East K011 講義室及び21 KOMCEE West レクチャーホールネーミングプランについて

道上達男副研究科長から、資料(経B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

5. 「共創研究」社会連携講座変更(期間延長・増額)について

池上高志教授から、資料(研B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

6. 学科別入学定員の調整について

清水剛副研究科長から、資料(教B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

7. 教養学部規則の改正について

清水剛副研究科長から、資料(教B2号)に基づき説明があった。

8. その他

研究科長から、2026年度総務委員会及び拡大教授会開催日程等(案)について、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

退職転出等				1 件
講 師	報 告			5 件
准 教 授	報 告			4 6 件
教 授	報 告			8 7 件

計 1 3 9 件

以上

議題及び資料

-
- 01 学内外情勢 総長
- (資料1) 学内外情勢
-
- 02 就業規則等の改正(令和8年3月1日改正) 角田理事
- * 審議**
- (資料2) 2-1:就業規則等の改正(案)、2-2:特定有期雇用教職員等及び短時間勤務有期雇用教職員の基本給について(依頼)(案)
-
- 03 国際交流協定(全学)の終結 林理事
- * 審議**
- (資料3) 国際交流協定(全学)の終結について(依頼)
-
- 04 教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループの設置 佐藤岩夫執行役
- * 報告**
- (資料4) 教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループの設置について
-
- 05 研究費不正使用防止eラーニングの導入 齊藤理事
- * 報告**
- (資料5) 研究費不正使用防止eラーニングの導入について(通知)
-
- 06 「第1回シンポジウム—医療情報を利活用した研究開発から社会実装への課題と道筋—」の開催 津田理事
- * 報告**
- (資料6) 第1回シンポジウム—医療情報を利活用した研究開発から社会実装への課題と道筋—開催のご案内
-
- 07 その他 津田理事
- (1) 令和8(2026)年度会議等予定表
- (資料7) 令和8(2026)年度会議等予定表(案)Ver.2
-
- (2) 令和9(2027)年度学術システム研究センター研究員候補者の推薦 齊藤理事
- (資料8) 令和9(2027)年度学術システム研究センター研究員候補者の推薦について(依頼)
-

様式 4 - 1

令和8（2026）年〇月 〇日

総 長 殿

大学院総合文化研究科長	寺田 寅彦
大学院医学系研究科長	南學 正臣
大学院教育学研究科長	勝野 正章
大学院工学系研究科長	加藤 泰浩
大学院情報学環長	目黒 公郎
大学院人文社会系研究科長	村本 由紀子
新領域創成科学研究科長	伊藤 耕一
大学院数理科学研究科長	平地 健吾
生産技術研究所長	年吉 洋
先端科学技術研究センター所長	杉山 正和
総合研究博物館長	西秋 良宏
相談支援研究開発センター	佐藤 岩夫
附属図書館長	坂井 修一

連携研究機構変更申請書

東京大学連携研究機構規則第6条の規定に基づき、下記のとおり連携研究機構の変更を申請致します。

記

連携研究機構の名称： 芸術創造連携研究機構

変更の内容及びその理由：（内容）連携部局の追加
変更前：12部局
変更後：現行の12部局に加え、新たに相談支援研究開発センターが連携部局として参画します。
（理由）心理学・精神医学・多文化支援分野における芸術に関連した研究を推進するため、連携部局に追加する。

※その他の変更については別紙新旧対照表を参照のこと。

変更予定年月日： 令和 8（2026）年4月1日（設置年月日：令和7（2025）年4月1日）

東京大学 連携研究機構 概要

1	変更予定年月日	令和8(2026)年4月1日 (設置年月日: 令和7(2025)年4月1日)																																																															
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 (全学組織を含む)	総合文化研究科、医学系研究科、工学系研究科、人文社会系研究科、教育学研究科、数理科学研究科、新領域創成科学研究科、情報学環、生産技術研究所、先端科学技術研究センター、附属図書館、総合研究博物館、相談支援研究開発センター																																																															
3	学外の連携機関・企業等																																																																
4	組織の名称 (英語名称)	芸術創造連携研究機構 (英語名称: The University of Tokyo Art Center)																																																															
5	全体概要	<p>本機構は、「アートで知性を拡張し、社会の未来をひらく」という目標を掲げて、芸術創造に関する分野融合型の研究を推進することを目指す。STEAM教育と研究を連携させた人材育成に取り組むと同時に、その方法を開発する。</p> <p>本学では、文系、理系を問わず、複数の部局で様々な専攻や分野の研究者が芸術に関する研究や教育、芸術的活動を行っており、学外の芸術家と協働する研究や教育も進められているが、部局や専攻を超えた研究者間の交流は必ずしも活発ではなかった。</p> <p>本機構は、総合大学本来のあり方に則り、芸術創造に関連する多様な分野の研究者が部局を横断して連携し、芸術家との協働・連携も行いながら、芸術創造に関する分野融合型の共同研究を推進する。そして、STEAM教育プログラムと研究を連携させて、芸術的感性の養成を通して多様な価値観や創造的な発想力を持つ人材の育成に取り組むと同時に、その人材育成法を開発する。</p> <p>他にも、創作活動を技術的に支援する「アート・ラボ」、研究と創作を横断する価値創造を実現する「クリエイティブ・アーカイヴ」や「アーティスト・イン・レジデンス」等の設置も目指す。</p> <p>本機構の前身となった機構(「前身機構」という。)は、2019年に設置され、5年間の活動を通して部局を超えた研究者のネットワークを構築してきた。2021年度には教養学部前期課程に芸術実技を含む「アドバンスト文理融合科目」の設置や運営を担い、STEAM教育と研究の連携を通して学際的研究を推進すると同時に、研究者と芸術家が参画するシンポジウムを開催するなど、本学において芸術と学術の協創に取り組んできた。本機構では、これまで前身機構で取り組んできた分野融合型の共同研究や人材育成をさらに発展させ、東京芸術大学との連携など進行中の事案の実現に向けて取り組む。</p>																																																															
6	設置目的	<p>芸術創造の力によって最先端の文理融合型研究を牽引するために形成した部局連携のプラットフォームを維持・強化する。芸術家との協働による学術的問いの発見や芸術が媒介する諸分野連携を促進し、学術を拡張する。特に芸術家と連携したSTEAM教育プログラムと研究とを連携させることで、学部生を含む若手研究者、各参画部局の教員、芸術家などが協働する学際的研究を推進すると同時に人材育成法を開発する(学問的効果)。</p> <p>シンポジウム開催などを通して、研究成果の社会へのフィードバックを行い、芸術協働の方法論を積極的に発信していく。さらに、文系・理系を問わず、芸術を通して創造的な思考力、挑戦的な実践力を養うことにより、新たな感性や構想力に富み、情操に恵まれた研究者を、未来社会を牽引する人材として育て、社会ならびに学界への還元を果たす(社会的効果)。</p> <p>さらに、研究者と芸術家、本学と芸術関係の企業・財団・展示施設・教育機関等との連携を進め、日本の国立大学・総合大学では初めてとなる常設のクリエイティブ・アーカイヴ、アート・ラボ等の設置を準備する。</p> <p>本学は2019年に前身機構を設置したことによって、世界トップクラスの大学に後れをとっていた芸術研究教育の全学的組織化を達成し、世界のトップスクールとしての認知度を高めることが可能となり、国際学術交流を増加させることができるようになったが、本機構でもこれをさらに発展させていく。</p>																																																															
7	連携研究機構の長 (氏名・所属・職名)	加治屋健司・総合文化研究科・教授																																																															
8	参画教員	別紙のとおり																																																															
9	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 人事管理体制	機構は、機構長及びフェロー(参画教員)によって構成される。他に、副機構長及び客員フェローを置くことができる。機構の管理及び運営に関する重要事項についての審議及び決定を行うための組織として、機構に、連携部局から選出された教員及び構成部局に所属するその他の教員により構成される運営委員会を置く。																																																															
10	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 予算運用体制	<table border="1"> <tr> <td>概要説明</td> <td colspan="6">機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)を中心に運営している。前身機構において、令和5(2023)年度までは、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金を得てきた。令和6(2024)年度以降は確定していない。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボ及びアーカイヴ等を整備していく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実施予定期間における年度別予算運用計画 ※変更後直近5年中における年度別予算運用計画を記載下さい。(単位: 百万円)</td> <td></td> <td>令和8(2026)年度</td> <td>令和9(2027)年度</td> <td>令和10(2028)年度</td> <td>令和11(2029)年度</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>事業総額</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>事業実施費 ※研究に直接関係する費用</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>-</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>運営費 ※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用(環境整備費等)</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>-</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業総額の財源内訳を記入して下さい。 ※必要に応じて行を追加して下さい。</td> <td colspan="5">財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。</td> <td>金額 (百万円)</td> </tr> <tr> <td>大学運営費</td> <td colspan="5"></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="5"></td> <td>10</td> </tr> </table>	概要説明	機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)を中心に運営している。前身機構において、令和5(2023)年度までは、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金を得てきた。令和6(2024)年度以降は確定していない。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボ及びアーカイヴ等を整備していく。						実施予定期間における年度別予算運用計画 ※変更後直近5年中における年度別予算運用計画を記載下さい。(単位: 百万円)		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計	事業総額	10	10	10	10	-	40	人件費	5	5	5	5	-	21	事業実施費 ※研究に直接関係する費用	4.5	4.5	4.5	4.5	-	16.5	運営費 ※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用(環境整備費等)	0.5	0.5	0.5	0.5	-	2.5	変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業総額の財源内訳を記入して下さい。 ※必要に応じて行を追加して下さい。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。					金額 (百万円)	大学運営費						10	計						10
概要説明	機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)を中心に運営している。前身機構において、令和5(2023)年度までは、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金を得てきた。令和6(2024)年度以降は確定していない。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボ及びアーカイヴ等を整備していく。																																																																
実施予定期間における年度別予算運用計画 ※変更後直近5年中における年度別予算運用計画を記載下さい。(単位: 百万円)		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計																																																											
	事業総額	10	10	10	10	-	40																																																										
	人件費	5	5	5	5	-	21																																																										
	事業実施費 ※研究に直接関係する費用	4.5	4.5	4.5	4.5	-	16.5																																																										
運営費 ※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用(環境整備費等)	0.5	0.5	0.5	0.5	-	2.5																																																											
変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業総額の財源内訳を記入して下さい。 ※必要に応じて行を追加して下さい。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。					金額 (百万円)																																																											
	大学運営費						10																																																										
	計						10																																																										

11	設置予定期間及び自己評価を行う時期	期間：令和6（2024）年4月1日 ～ 令和11（2029）年3月31日 自己評価実施予定期間：令和10（2028）年3月
12	実施内容	<p>本機構の活動は、基本活動と重点活動からなる。</p> <p>本機構の基本活動は共同研究である。各研究者は、国内外の研究者や芸術家と連携・協働しながら共同研究を行っているが、本機構は、芸術関連の研究に関する情報を集約して、研究を学内外で見えやすくすることで、新たな共同研究や他分野の研究者の参画などを促したり、外部資金の調達を進めたりすることを目指す。</p> <p>重点活動は、STEAM教育と研究を連携させた人材育成及びその方法の研究である。STEAM教育として学術的知見を活かしたプロジェクト型の芸術教育を行い、芸術的感性の養成を通して多様な価値観や創造的な発想力を持つ人材の育成に取り組むと同時に、その人材育成法を研究する。</p> <p>もうひとつの重点活動は社会連携である。研究会、講演会、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを開催して、研究成果の社会還元を進める。そして、研究成果の芸術界へのフィードバックを通して、国内外の芸術創造の振興に貢献する。</p> <p>他にも、学生や研究者による創作活動を技術的に支援し、科学技術を用いた共同教育研究の拠点となる「アート・ラボ」、芸術資源を収集・保存すると同時に公開・活用し、研究と創作を横断する価値創造を実現する「クリエイティブ・アーカイヴ」、国内外の芸術家が滞在して創作活動を行い、本学の学術資源を可視化して世界に発信する「アーティスト・イン・レジデンス」などの設置を準備する。</p>
13	本学の基本方針との具体的な関連性	<p>本機構はUTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」の目標に取り組む。芸術創造に関して、多様な分野の研究者が連携し、芸術家との連携・協働も行いながら分野融合型の研究を推進する（1-2【多様な学術の振興】）。構成員の多様化を推進する（2-1【包摂性への感受性と創造的な対話力をはぐくむ教育】、3-1【安心して活動でき世界の誰もが来くなるキャンパス】）。教養学部と教育学部で芸術実践の授業を提供して、芸術的感性の養成を通じた多様な価値観や創造的な発想力を持つ人材の育成に取り組む（2-3【学部教育：専門性に加えて幅広い教養と高い倫理性を有する人材の育成】）。客員フェローの教育学部附属学校教諭を通して附属学校との連携を推進する（3-4【社会への場の広がり】）。</p>
14	組織創設にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由
		<p>UTokyo Compassに沿った、分野横断的な研究活動、及び研究成果の社会還元を明確に可視化するため。また、それにより産学の連携を図り、学外の資金調達を円滑に行うため。</p>
15	既存組織（※）との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、総長室総括委員会下の機構等	②連携研究機構制度の活用が最適とした理由
		<p>前身機構は2019年に連携研究機構として設置され、学内の芸術関連の研究者が単独で行っていた芸術関連の研究の連携を図り、各研究活動の活性化を促すのに、十分な成果が上がっており、引き続き、本制度を活用することが最も相応しいと判断したため。また、本機構の活動は「学の融合による新たな学知を創ることを促す」という連携研究機構の主旨に即するものであり、関係する複数の部局の発意に基づき、連携した取り組みを推進する体制を推進することが可能であるからである。さらに、本学の芸術関連の研究教育のプラットフォームとして、学内外の研究交流や情報共有を推進するために最適だと考えられるためでもある。</p>
16	将来計画	<p>本機構は、本学のアートセンターとして、複数の企業・財団・展示施設・教育機関等との連携も視野に入れて活動の拡大を進める。将来的には、学生や教員による創作活動を技術的に支援し、科学技術を用いた共同教育研究の拠点となる「アート・ラボ」、各部局にある文化資産を調査し、収集・保存すると同時に公開・活用し、研究と創作を横断する価値創造を実現する「クリエイティブ・アーカイヴ」、国内外の芸術家が滞在して創作活動を行い、本学の学術資源を可視化して世界に発信する「アーティスト・イン・レジデンス」なども設置して、さらに活動を広げる予定である。</p>
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載	総合文化研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		医学系研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		教育学研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		工学系研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		情報学環 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		人文社会系研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		新領域創成科学研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		数理科学研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		生産技術研究所 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		先端科学技術研究センター 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		総合研究博物館長 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		相談支援研究開発センター 令和8（2025）年〇月〇日 承認
附属図書館長 令和8（2025）年〇月〇日 承認		
18	備考	

芸術創造連携研究機構 参画教員一覧

(令和8(2026)年4月1日)

1. 連携研究機構の長

氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
加治屋 健司	教授	超域文化科学専攻	

2. その他の参画教員

部局名	総合文化研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
池上 高志	特任教授	広域科学専攻	
今橋 映子	教授	超域文化科学専攻	
植田 一博	教授	広域科学専攻	次世代知能科学研究センター
沖本 幸子	教授	超域文化科学専攻	
折茂 克哉	助教	超域文化科学専攻	
金井 学	特任准教授		
韓 燕麗	教授	超域文化科学専攻	
工藤 和俊	教授	広域科学専攻	知能社会創造研究センター、スポーツ先端科学連携研究機構、ヒューマニティーズセンター
清水 晶子	教授	超域文化科学専攻	
舘 知宏	教授	広域科学専攻	
中井 悠	准教授	超域文化科学専攻	
針貝 真理子	准教授	超域文化科学専攻	
星野 太	准教授	超域文化科学専攻	
松井 裕美	准教授	超域文化科学専攻	
三輪 健太郎	准教授	超域文化科学専攻	
四本 裕子	教授	広域科学専攻	心の多様性と適応の連携研究機構

部局名	医学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
田中 庸介	講師	分子細胞生物学専攻	
辻 陽介	特任准教授	次世代内視鏡開発講座	

部局名	工学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
安原 幹	准教授	建築学専攻	
村上 存	教授	機械工学専攻	価値創造デザイン人材育成研究機構

部局名	人文社会系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
阿部 公彦	教授	欧米系文化研究専攻	総合文化研究科附属国際日本研究教育機構、ヒューマニティーズセンター
小林 真理	教授	文化資源学研究専攻	
高岸 輝	教授	基礎文化研究専攻	
楯岡 求美	教授	欧米系文化研究専攻	
芳賀 京子	教授	次世代人文学開発センター	知能社会創造研究センター
吉田 寛	教授	基礎文化研究専攻	

部局名	教育学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
浅井 幸子	教授	学校教育高度化専攻	
遠藤 利彦	教授	総合教育科学専攻	
勝野 正章	教授	学校教育高度化専攻	
新藤 浩伸	准教授	総合教育科学専攻	ヒューマニティーズセンター
福留 東土	教授	総合教育科学専攻	
山名 淳	教授	総合教育科学専攻	ヒューマニティーズセンター

部局名	数理科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
平地 健吾	教授	数理科学専攻	
松井 千尋	准教授	数理科学専攻	

部局名	新領域創成科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
佐藤 淳	准教授	社会文化環境学専攻	
小崎 美希	准教授	社会文化環境学専攻	

部局名	情報学環		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
寛 康明	教授		インクルーシブ工学連携研究機構、次世代知能科学研究センター、知能社会創造研究センター、価値創造デザイン人材育成研究機構
高木 紀久子	特任准教授		
高木 聡一郎	教授		
苗村 健	教授		情報理工学系研究科、バーチャルリアリティ教育研究センター、価値創造デザイン人材育成研究機構、エドテック連携研究機構、インクルーシブ工学連携研究機構、次世代知能科学研究センター
渡邊 英徳	教授		デジタル空間社会連携研究機構、価値創造デザイン人材育成研究機構、未来ビジョン研究センター、附属図書館

部局名	生産技術研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
今井 公太郎	教授	生産技術研究所所属価値創造デザイン推進基盤	価値創造デザイン人材育成研究機構
檜垣 万里子	准教授	生産技術研究所所属価値創造デザイン推進基盤	価値創造デザイン人材育成研究機構
本間 健太郎	准教授	生産技術研究所所属価値創造デザイン推進基盤	価値創造デザイン人材育成研究機構、デジタル空間社会連携研究機構、モビリティ・イノベーション連携研究機構、モビリティ・イノベーション連携研究機構データインフォームド都市・交通学社会連携部門

部局名	先端科学技術研究センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
稲見 昌彦	教授	身体情報学分野	連携研究機構バーチャルリアリティ教育研究センター、インクルーシブ工学連携研究機構、スポーツ先端科学連携研究機構、次世代サイバーインフラ連携研究機構
近藤 薫	教授	先端アートデザイン分野	
吉本 英樹	特任准教授	先端アートデザイン分野	多様性包摂共創センター

部局名	附属図書館		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
荻部 直	教授	副館長	法学政治学研究科、ヒューマニティーズセンター

部局名	相談支援研究開発センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
渡邊 慶一郎	教授	総合窓口	保健健康・推進本部
澤田 欣吾	助教	精神保健支援室	保健健康・推進本部

部局名	総合研究博物館		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
海部 陽介	教授		
森 洋久	准教授		国際ミュオグラフィ連携研究機構

以上

The University of Tokyo Art Center 芸術創造連携研究機構

芸術創造についての最先端知の創出
文系・座学中心という限界を超えて

UTokyo Compass

研究	・総合文化研究科と全学における文理融合の芸術研究 ・芸術家と研究者の協働による「現場」からの知
教育	・前期課程・後期教養教育への芸術実技の導入 ・芸術的感性の豊かな学術的・市民的エリートの育成
社会連携	・多様なセクターとの新たな価値の共創の推進 ・学術資源や教育成果の価値を可視化して内外に発信
運営	・芸術家や異分野の研究者による多様性の拡大 ・アーカイヴやラボ等、学際的な研究教育の環境整備

世界のトップ大学に必須の芸術研究の全学的拠点
国内外に東京大学の新たな知と価値創造を発信

機関連携

東京大学 × 東京芸術大学
● 芸術家による
芸術実技授業の実施
● 芸術家との連携による
共同研究

● 人文知・先端知を活かした
分野融合型の共同研究
● 一般大学における
芸術実技授業の開発



心理学・精神医学・多文化支援分野における芸術に関連した研究を推進するため、連携部局に追加する。

実施内容

共同研究を基本活動とし、加えて
5つの重点活動を行う。

芸術実技の授業

連携研究機構で行った共同研究による価値創造を部局での授業に活用する

アーティスト・イン・レジデンス

国内外の芸術家が滞在して創作活動を行い、本学の学術資源を可視化して世界に発信する



クリエイティブ・アーカイヴ
● 芸術資源を収集・保存すると同時に公開・活用し、研究と創作を横断する価値創造を実現する

共同研究

国内外の芸大や美術館・博物館等と連携した、研究者・芸術家等による共同研究を行う
異分野間の対話と連携を通して、新たな価値創造を実現する

社会連携

研究成果を社会へ還元すると同時に、社会との連携を通して新たな価値の共創を推進する

アート・ラボ

学生・教員による創作活動を技術的に支援し、芸術創造に関する共同教育研究の拠点を形成する

芸術創造連携研究機構



駒場ファカルティ・ハウス

利用料金の値上げなどの変更について

1. 予約申込開始日と宿泊可能日数変更について

稼働率が低い8月、9月及び1月の状況を改善すべく、2026年6月分から、駒場Iキャンパスの部局限定で、国内研究者及びその家族の申込開始日を60日前に変更し、併せて宿泊可能日数を最長10泊までに変更する。

【予約開始申込日の変更】

部局	利用者区分	申込開始日 (現行)	2026年 6月以降	申込方法
駒場Iキャンパス・駒場IIキャンパスの部局	駒場Iキャンパス・駒場IIキャンパスの部局において、教育研究に従事する国外からの研究者及びその家族 ※大学院生を除く。	90日前	90日前	受入教員が駒場ファカルティハウス予約システムから申込
その他の部局	その他の部局において、教育研究に従事する国外からの研究者及びその家族 ※大学院生を除く。	60日前	60日前	
その他	大学院総合文化研究科長が必要と認めた者			
駒場Iキャンパスの部局	駒場Iキャンパスの教職員の紹介による国内研究者及びその家族 ※大学院生を除く。	30日前	60日前	

【宿泊可能日数の変更】

- ・ 利用期間は最長90日とします。同一人の再宿泊は、チェックアウトから6ヶ月間を経た後か、再来日の場合に限りします。
- ・ 国内研究者及びその家族の場合は、**10泊**以内の宿泊に限りします。
- ・ 宿泊を許可された方以外は、宿泊できません。
- ・ 本施設はホテルではありませんので、ホテルと同等のサービスは提供できません。
- ・ 宿泊期間中のベッドメイキング、バス・トイレの清掃及びタオル交換等は原則として3日に一度行います。

2. 利用料金について

光熱水の高騰などに伴いファカルティ・ハウスの収支状況が赤字であるため、2026年8月利用分から、宿泊室利用料金の値上げを行う。

【宿泊室】

室名	面積	室番号	現状 1泊利用料金	2026年8月以降 1泊利用料金
シングルルーム	23.4 m ² 又は 24.7 m ²	201,202,203,204, 205,206,301,302, 303,304,305,306	7,000 円 (税抜)	11,000 円 (税抜)
ツインルーム A	53.2 m ²	207	11,000 円 (税抜)	18,000 円 (税抜)
ツインルーム B	42.0 m ²	307	10,000 円 (税抜)	17,000 円 (税抜)

3. 注意事項の変更について

特定感染症を患っている場合の入室禁止等必要と思われる注意事項を追加し、注意事項を守らない場合は今後の利用ができず、退室いただくことを明記する。

宿泊にあたっては、以下の注意事項を遵守してください。

以下の事項を遵守しない行為が確認された場合は、当施設内への今後のご入室をお断り、または、ご退室をお願いいたしますのでご注意ください。

1. 完全禁煙につき、喫煙しないこと。
2. 宿泊者以外の者を宿泊室に入室させないこと。
1. 常に清潔及び整理整頓を心がけ、備品等は丁寧に利用すること。
2. 特別清掃の必要が生じた場合には、当該費用を負担すること。
3. 洗濯機・乾燥機の利用の際は、破損しないように、留意すること。
4. 設備、家具、リネン類に損害を与えた場合は、これを弁済すること。
7. 旅館業法上の特定感染症を患っている場合は、入室しないこと。
(ご入室され、設備、家具、リネン類の廃棄が必要となった場合は、実費相当額をご負担いただきます。)
8. 威圧的な言動・風紀を乱すような行為、または他の利用者に嫌悪感を与え、もしくは迷惑(騒音なども含む)になるような行為をしないこと。

4. キャンセル料規定の変更について

宿泊前日（休館日を除く）キャンセル料金を利用料金の 20%から 50%に変更し、注意事項違反による退室の場合、宿泊料の返金がないことを明記する。

【キャンセル料規定】

キャンセル料は、以下のとおり、定めています。

ただし、注意事項違反による退室の場合、宿泊料は一切返金しません。

キャンセル日	キャンセル料金（現状）	2026年8月以降
宿泊日の15日以前（休館日を除く）	利用料金の0% （キャンセル料金は発生しません）	利用料金の0% （キャンセル料金は発生しません）
宿泊日の14日前～2日前（休館日を除く）	利用料金の10%	利用料金の10%
宿泊日前日（休館日を除く）	利用料金の20%	利用料金の 50%
宿泊日当日またはご連絡なし	利用料金の100%	利用料金の100%
宿泊日のみ変更し、宿泊数に変更がない場合	既支払料金を充当	既支払料金を充当

教授選考内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：基準の明確化その他字句の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略)	(略)
制定 昭和 26 年 2 月 21 日 改正 平成 19 年 4 月 19 日	制定 昭和 26 年 2 月 21 日 改正 平成 19 年 4 月 19 日 改正 <u>令和 8 年 月 日</u>
<p>教授の選考は特に人物、研究業績、教育経験、<u>学部行政</u>への関心等を考慮して慎重に行う。よって選考基準を下記の如く定める。</p> <p style="text-align: center;">選 考 基 準</p> <p>1. <u>本研究科准教授の中から選考する場合は、少なくとも下記の諸条件を満たすことを要する。</u></p> <p>(1) <u>大学卒業後</u> <u>ほぼ 15 年以上</u> を経ていること。 <u>但し他の条件において特に優れている場合は、</u> 適当に短縮し得る。</p> <p>(2) 准教授として在職 2 年以上経ていること。</p> <p>(3) 学位を有する<u>か、或いは</u>学位論文と同等もしくはそれ以上の研究業績の発表のあること。</p> <p>2 本<u>学部</u>准教授として在職 10 年以上の経験を有し、且つ教育業績が特に顕著である者は、前条第 3 <u>項</u>の条件について不十分であっても、特別に選考し得る。 <u>但し</u>当分の間、事情により上記年限は若干短縮し得る。</p>	<p>教授の選考は特に人物、研究業績、教育経験、<u>部局行政</u>への関心等を考慮して慎重に行う。よって選考基準を下記の如く定める。</p> <p style="text-align: center;">選 考 基 準</p> <p>1. <u>本研究科准教授の中から選考する場合は、下記の各号すべてを満たすことを要する。</u></p> <p>(1) <u>学部卒業後</u> 15 年以上を経ていること。 <u>但し業績や経験等に照らして適切と考えられる場合は、</u> 適当に短縮し得る。</p> <p>(2) <u>本研究科准教授として在職 2 年以上</u> 経ていること。 <u>但し業績や経験等に照らして適切と考えられる場合は、</u> 適当に短縮し得る。</p> <p>(3) <u>博士学位を有すること、または</u>博士学位論文と同等もしくはそれ以上の研究業績の発表のあること。</p> <p>2 本<u>研究科</u>准教授として在職 10 年以上の経験を有し、且つ教育業績が特に顕著である者は、前条第 3 <u>号</u>の条件について不十分であっても、特別に選考し得る。 <u>但し</u>当分の間、事情により上記年限は若干短縮し得る。</p>

3 本学部以外（他学部及び他の大学、研究所等）から教授を選考する場合にも、第1条の基準を準用する。

(略)

3 本研究科以外（他部局または他の大学・研究所等）から教授を選考する場合には、第1条第1号及び第3号の基準を準用する。

(略)

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：共用スペースの利用範囲について、現状の需要に合わせて金額修正等の所要の改正及び字句修正を行うものである。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。</p> <p>2 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>3 委員会は、委員長が招集し、会務を統括する。</p> <p><u>3</u> 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(略)</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第6条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置く。</p> <p>(1) 共用スペース第1専門委員会（主に共通教育などを担当）</p> <p>(2) 共用スペース第2専門委員会（主に理系の施設を担当）</p> <p>(3) 共用スペース第3専門委員会（主に文系の施設を担当）</p> <p>(略)</p> <p>了 解 事 項</p> <p>1 共用スペースのプロジェクト研究は、<u>1億円</u>以上の概算要求 <u>(理系)</u> 及び特別推進等の科学研究費またはそれと同程度の他省庁とのプロジェクト等による研究、その他専攻会議で必要と認めたプロジェクト研究とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。</p> <p>2 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>3 委員会は、委員長が招集し、会務を統括する。</p> <p><u>4</u> 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(略)</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第6条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置く <u>ことができる</u>。</p> <p>(1) 共用スペース第1専門委員会（主に共通教育などを担当）</p> <p>(2) 共用スペース第2専門委員会（主に理系の施設を担当）</p> <p>(3) 共用スペース第3専門委員会（主に文系の施設を担当）</p> <p>(略)</p> <p>了 解 事 項</p> <p>1 共用スペースのプロジェクト研究は、<u>年間3,000万円</u>以上の概算要求及び特別推進等の科学研究費またはそれと同程度の他省庁とのプロジェクト等による研究、その他専攻会議で必要と認めたプロジェクト研究とする。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和8年〇月〇日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則

平成17年2月17日制定

令和8年〇月〇〇日改正

(設置)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科組織規則第16条第2項及び東京大学教養学部組織規則第18条第2項に基づき、共用スペース運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、広義の共用スペース（キャンパス全てのスペース）及び特に定める共用スペースについて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 既存施設の有効、かつ効率的な利用の促進
- (2) 共同利用スペースの利用計画及び維持・管理計画の策定
- (3) プロジェクト研究スペースの確保及び利用者の決定

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、会務を統括する。
- 4 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副研究科長
- (2) 専攻長及び系長
- (3) 教育研究評価委員会委員長
- (4) 財務委員会委員長
- (5) 研究棟管理運営委員会委員長
- (6) 駒場キャンパス計画室長
- (7) その他委員会が必要と認める者 若干名

(専門委員会)

第6条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置くことができる。

- (1) 共用スペース第1専門委員会（主に共通教育などを担当）
- (2) 共用スペース第2専門委員会（主に理系の施設を担当）
- (3) 共用スペース第3専門委員会（主に文系の施設を担当）

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部経理課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年〇月〇〇日から施行する。

了 解 事 項

- 1 共用スペースのプロジェクト研究は、年間3,000万円以上の概算要求及び特別推進等の科学研究費またはそれと同程度の他省庁とのプロジェクト等による研究、その他専攻会議で必要と認めたプロジェクト研究とする。
- 2 共用スペースの配分は、1プロジェクトあたり最高2スパンとし、使用期限は原則的に5年を限度とする。
- 3 委員会は、共用スペースの負担金（負担金の額は、別途定める。）について決定する。

教 B1 号

東京大学教養学部規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由： 教養学部後期課程における学融合プログラムの取得科目・取得単位数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別表第2（第13条、第18条関係）					別表第2（第13条、第18条関係）						
(略)					(略)						
5 学融合プログラム科目表					5 学融合プログラム科目表						
(略)					(略)						
種別	授業科目名	単位数			取得すべき最低単位数	種別	授業科目名	単位数			取得すべき最低単位数
		講義	演習	実験 実習				講義	演習	実験 実習	
学融合プログラム	(略)				14	学融合プログラム	(略)				
	言語の認知科学Ⅰ	2									
	言語の認知科学Ⅱ	2									
	言語の認知科学Ⅲ	2									
	言語の脳神経科学	2									
	進化人類学	2									
	人間行動進化学	2									
	動物行動と認知	2									
	社会神経科学	2									
	認知神経科学	2									
	分子認知脳科学	2									
	発達認知脳科学	2									
	情報認知脳科学	2									
	進化認知脳科学特論Ⅰ	2									
	進化認知脳科学特論Ⅱ	2									
	進化認知脳科学特論Ⅲ	2									
	進化認知脳科学特論Ⅳ	2									
進化認知脳科学演習		2									
(略)					(略)						

グローバル スタ ディーズ	グローバル教養実践演習		2		2	14
	グローバル教養特別講義Ⅰ	2				
	グローバル教養特別講義Ⅱ	2			2	
	グローバル教養特別講義Ⅲ	2				
	グローバル教養特別演習Ⅰ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅱ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅲ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅳ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅴ		2			
	後期国際研修		2			
	海外研修Ⅰ		1			
	海外研修Ⅱ		2		2	
	海外研修Ⅲ		3			
	海外研修Ⅳ		4			
(略)						
(略)						
学 融 合 ミ ニ プ ロ グ ラ ム	進 化 認 知 脳 科 学	言語の認知科学Ⅰ	2			6
		言語の認知科学Ⅱ	2			
		言語の認知科学Ⅲ	2			
		言語の脳神経科学	2			
		進化人類学	2			
		人間行動進化学	2			
		社会神経科学	2			
		認知神経科学	2			
		発達認知脳科学	2			
		進化認知脳科学特論Ⅰ	2			
		進化認知脳科学特論Ⅱ	2			
		進化認知脳科学実演習		2	2	
(略)						

東京大学教養学部後期課程における再入学に関する内規（案）

令和__年__月__日 制定

（目的）

第1条 この内規は、東京大学学部通則第9条及び東京大学教養学部規則第19条に規定する再入学に関し、後期課程における取り扱いについて定める。

（再入学の時期）

第2条 再入学の時期は、4月1日とする。

（出願資格）

第3条 再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（1）再入学時において、退学後満1年以上経過していること。

（2）退学時点での残りの在学年限が1年以上あること。

2 出願先は、出願者が退学前に在籍した学科・分科・コース（以下、学科等という）と同一の学科等とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

3 再入学の出願は、1回限りとする。

4 国際日本研究コース及び国際環境学コースへの出願については、令和11（2029）年度以降の再入学を認めない。

（出願手続）

第4条 再入学を志願する者は、再入学願、履歴書（写真貼付）、退学理由が消滅したことの証明書及び当該学科等が指定する書類に検定料を添えて、12月中旬までに願出しなければならない。

（選考方法）

第5条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、再入学時に退学時から満5年以上経過している者については、筆記試験を実施することがある。

2 再入学の可否は、学科等の審査後、後期運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

（在学年限）

第6条 再入学後の在学年限は、退学時点での残り在学期間によって、次のとおりとする。

（1）残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

（2）残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

（休学期間）

第7条 休学期間は、退学前の休学期間と通算して4年を超えることはできない。

（退学前に修得した単位）

第8条 退学前に後期課程において修得した単位は、所属コースの認定により、卒業に必要な単位に算入することができる。

東京大学教養学部前期課程における再入学に関する内規

制定 平成 13 年 2 月 15 日

改正 平成 20 年 6 月 26 日

平成 27 年 12 月 24 日

令和 4 年 1 月 6 日

(目的)

第 1 条 この内規は、東京大学学部通則第 9 条及び東京大学教養学部規則第 19 条に規定する再入学に関し、前期課程における取扱いについて定める。

(再入学の時期)

第 2 条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(出願資格)

第 3 条 再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者でかつ同一科類を志願する者とする。ただし、第 4 条第 2 項の審査において特に認められた場合には、この限りでない。

- (1) 再入学時において、退学後満 1 年以上経過しかつ退学の翌日から起算して満 5 年以内であること。
- (2) 退学時点において前期課程の在学年限まで 1 年以上残していること。ただし、第 7 条の規定により、2 年次への再入学が認められない場合は、2 年以上残していることを要する。
- (3) 第 6 条に定める再入学後の在学年限内に前期課程修了の見込みがあること。

2 再入学の出願は 1 回限りとする。

(出願手続)

第 4 条 再入学を志願する者は、出願に先立ち、再入学希望理由書を提出しなければならない。

- 2 再入学の出願を認めるか否かは、前期運営委員会及び教務委員会の正副委員長並びに学部長の指名する教員による審査に基づき、学部長が決定する。なお、審査にあたっては必要に応じて、再入学を志願する者と面接を行うことができる。
- 3 前項により再入学の出願を認められた者は、再入学願書、再入学後の履修計画書及び退学理由が消滅したことを証明する書類に検定料を添えて、願い出なければならない。

(選考方法)

第 5 条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、面接は、前条第 2 項の審査の際に面接を行った場合は省略することができる。

- 2 前項の書類審査及び面接は教務委員会が行う。
- 3 再入学の可否は、教務委員会による審議後、前期運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

(在学年限)

第 6 条 再入学後の在学年限は、退学時点における前期課程の在学年限までの残り期間によって、次のとおりとする。ただし、第 4 条第 2 項の審査において特に認められた場合には、残りの期間と関係なく、4 年を上限として認めることができる。

- (1) 残りの期間が1年以上1年6ヶ月未満の者は1年
 - (2) 残りの期間が1年6ヶ月以上2年未満の者は1年6ヶ月
 - (3) 残りの期間が2年以上2年6ヶ月未満の者は2年
 - (4) 残りの期間が2年6ヶ月以上3年未満の者は2年6ヶ月
 - (5) 残りの期間が3年以上4年未満の者は3年
- (修業年限)

第7条 再入学後の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に再入学を認める場合は、2年とする。
- (2) 2年次に再入学を認める場合は、1年とする。ただし、退学前に、入学時に示された1年次から2年次へ進級するための条件を満たしている場合に限る。

(休学期間)

第8条 再入学後の休学は、退学前の休学期間と通算して4年を超えない限り、前期課程及び後期課程を通じて1年を超えない範囲で認めることができる。ただし、第4条第2項の審査において特に認められた場合には、退学前の休学期間と通算することなく、前期課程及び後期課程を通じて4年を上限として認めることができる。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第9条 既に修得した授業科目及び単位数は、再入学後においても認めるものとする。ただし、教務委員会の判断によっては、この限りでない。

2 カリキュラムの変更を伴う場合には、教務委員会の議を経て新しいカリキュラムを適用させることができる。

(進学振分け又は進学選択)

第10条 退学前の進学振分け又は進学選択において内定していた場合でも、再入学後には考慮しない。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成17年以前に入学した者の在学年限及び修業年限は、この内規にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科における再入学に関する規程

平成15年10月23日 研究科委員会制定

平成23年6月23日 研究科教育会議改正

平成28年4月28日 研究科教育会議改正

(目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院学則第22条第1号及び東京大学大学院総合文化研究科規則21条に規定する再入学に関し定める。

(入学の時期)

第2条 再入学の時期は、4月1日とする。

(入学資格)

第3条 再入学することのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。なお、再入学の出願は1回限りとする。

(1) 再入学時に、退学後満1年以上経過していること。

(2) 退学時点での残りの在学年限が1年以上あること。

(3) 第6条に定める在学年限内に、修了の見込みがあること。

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、再入学願、履歴書(写真貼付)及び当該専攻(分野)・系等が指定する書類に検定料を添えて、12月中旬までに願出しなければならない。

(選考方法)

第5条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、再入学時に退学時から満5年以上経過している者については、筆記試験を実施することがある。

2 再入学の可否は、各専攻・系等の会議の議を経て、研究科教育会議において決定する。

(在学年限)

第6条 修士課程の再入学後の在学年限は、退学時点での修士課程の残り在学期間によって、次のとおりとする。

(1) 残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

(2) 残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

2 博士課程の再入学後の在学年限は、退学時点での博士課程の残り在学期間によって、次のとおりとする。

(1) 残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

(2) 残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

(3) 残りの在学期間が3年以上4年未満の者は4年

(4) 残りの在学期間が4年以上5年未満の者は5年

(休学期間)

第7条 休学期間は、退学前の休学期間も含めて、修士課程においては通算2年、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

(退学前に修得した単位)

第8条 退学前の専攻・系等において修得した単位は、指導教員の認定により、修士課程又は博士後期課程の単位に算入することができる。